参　考　1

第３　施策の体系

施策の基本的方向	今　後　の　取　組　等	
１　配偶者からの暴力を許さない府民意識の醸成	（１）配偶者からの暴力の防止に関する啓発	○府民への啓発 ○医療・保健関係者への周知 ○福祉・教育関係者への周知 ○暴力を予防・防止するための啓発・教育 ○人権啓発の推進
２　安心して相談できる体制の充実	（１）府支援センター・警察における相談体制	○府支援センターにおける相談対応 ○警察における相談対応
	（２）市町村における相談体制	○身近な地域における相談窓口の充実支援 ○市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進
	（３）被害者の状況に配慮した相談機能の充実	○子どもへの対応 ○障がい者、高齢者への配慮 ○外国人への配慮 ○男性への対応
３　緊急かつ安全な保護の実施	（１）一時保護に係る体制の充実	○女性相談センターにおける取組 ○警察における取組 ○広域連携による取組
	（２）保護命令への対応	○保護命令に対する適切な対応 ○子どもの安全の確保
４　自立への支援の充実	（１）継続的な自立支援の実施	○生活に関する支援 ○子どもとともに生活する被害者への支援 ○就業に関する支援 ○住宅の確保に関する支援 ○法律相談の実施 ○被害者に対する医学的・心理学的な援助等 ○子どもへの支援 ○被害者等に係る情報の保護 ○住民基本台帳の閲覧等の制限等 ○関係機関の連携強化等
５　関係機関、団体等との連携の促進等	（１）関係機関による連携体制の強化	
	（２）市町村基本計画の策定と市町村支援	
	（３）民間団体との連携	
	（４）苦情への適切な対応	
	（５）調査研究の推進等	